

平成 2 7 年度

事業計画書

社会福祉法人
稲城市社会福祉協議会

1. 平成 27 年度稲城市社会福祉協議会基本方針

「第 4 次稲城市住民活動計画 ハートフルランドいなぎ」を実現するため、市民とともに地域福祉の充実に向け各種事業に取り組みます。

社会福祉協議会に課せられた「地域福祉を推進する中核組織」としての責任を果たすため、各種事業の充実を図るとともに市民サービスの向上に努め、引き続き、自立した組織、市民に信頼される社協として活動が継続できるよう、事業展開と組織運営を図ります。

特に市民、関係機関・諸団体等との連携と協働を進め、市民一人ひとりの生活を支援する「地域福祉のネットワークづくり」に取り組みます。

介護保険法の改正により、稲城市においては「地域包括ケアシステム」の構築をいち早く打ち出し、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むこととなりましたが、本会としても、新たに地域支援事業の一つとなるヘルパー派遣事業を開始し、地域包括ケアシステムの一翼を担うことといたしました。

当協議会では、これまでも地域福祉を推進する立場から、ボランティア活動の推進や地域における市民活動の充実を最も重要なものと捉え、ボランティアの育成、ふれあいセンター事業、福祉教育、高齢者の社会参加を促進する介護支援ボランティア事業などを実施してまいりましたが、更に市民が地域に関心を持ち、お互いが支え合う地域社会の実現に向け、各事業を展開します。

また、利用者一人ひとりの生活の質の向上を目指し、関係機関との連携を図りながら、各種の相談事業や在宅福祉サービス事業を実施します。

障害者総合支援法による居宅介護・同行援護・重度訪問介護事業、また、障害者生活介護事業・就労継続支援事業など事業収入による事業割合が大きくなってきました。社会福祉協議会としての役割を果たしながら、経営的視点に立ち、効率的かつ安定的な事業運営を図ります。

2. 平成27年度稲城市社会福祉協議会重点事業

第4次稲城市住民活動計画に掲げた基本理念『ともに支えみんなでつくる思いやりのまち』を実現するため、三つの基本目標である「ともに支え合う地域をつくる」、「一人ひとりの生活を支援する」、「市民と歩む社協をつくる」を基本として、以下の重点事業を進めます。

1 ともに支え合う地域をつくります。

- (1) 稲城市と締結した「稲城市災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定」に基づき、大規模災害発生時、当協議会は「災害ボランティアセンター」の設置・運営を行うこととなります。そのため、普段から災害を想定し、災害ボランティアセンターの設置・運営の訓練や資器材の整備、災害時のボランティア登録の推進、住民を対象とした防災関連講座の開催など、具体的な取り組みを行います。
- (2) ともに支え合う地域づくりを目指し、7カ所のふれあいセンターにおいて、それぞれの地域の特色をいかした事業を進めるとともに、世代間交流も進めます。

また、福祉協力店については、従来からの募金箱の設置に加え、地域の情報拠点としての機能充実について協議を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます

2 一人ひとりの生活を支援します。

- (1) 障害者相談支援事業は、生活をしていく上で必要となる福祉サービスに関する情報提供、サービス調整を通じて、障害や難病をお持ちの方が充実した生活を送るための支援を行います。
- (2) 障害者地域活動支援センターは、引きこもりがちな精神障害、発達障害をお持ちの方々への訪問活動を充実させ、人と接し、適切な関連機関とのつながりが持てるような支援を行います。
- (3) 福祉権利擁護センター「あんしん・いなぎ」は、判断能力が十分ではない方、身体に障害をお持ちの方に対し、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、地域福祉権利擁護事業による福祉サービスの利用援助、相談、苦情対応などのサービスを提供します。また、ご自身では契約や財産の管理などを行うことが難しい方に対し成年後見制度の利用支援を行います。
- (4) ハンディキャブ事業では、運転協力員の確保を図るとともに、道路運送法に基づく福祉有償運送のガイドラインを遵守し、輸送の安全と利用者の利便性を確保し、安定したサービスを提供します。

- (5) 複合施設ふれんど平尾と福祉センターで運営する就労継続支援事業と生活介護事業では、関係機関と連携を図りながら、利用者個々に応じたサービスを提供します。また、ゆう芳の里の更なる有効活用を図ります。
- (6) 高年齢者無料職業紹介所「はつらっワークいなぎ」では、市内出張相談や事業PRの充実を図り、事業の周知と利用者増に努め、より多くの方々への就業支援を行います。
- (7) 介護保険法の改正に伴う「地域包括ケアシステム」構築の一環として、地域支援事業のヘルパー派遣事業に取り組みます。

3 市民と歩む社協をつくります。

- (1) 会員会費は当協議会の基本財源であり、地域福祉の推進に欠かせないものです。市内の事業所、自治会、マンション管理組合などへ積極的な働きかけを行い、社協の設置目的や会員会費が地域福祉の推進に必要な財源であることなどを理解していただくよう努力を重ね、会員の拡充に努めます。
- (2) 新しい集合住宅やこれまで十分なPR活動ができていなかった地域には、引き続き「会員募集出張受付」を実施します。また、市民まつりや各文化センターまつりなど地域の催事の機会を捉え、ノベルティグッズなども活用しながら、会員募集に積極的に取り組みます。
- (3) 社会福祉法人に対する寄付金・会員会費の「税額控除制度」の対象法人となるための手続きを行い、多くの市民から財政的なご支援をいただき易くします。
- (4) 地域における問題の発掘と市民との課題の共有化、解決に向けた地域の活動提案等、効果性の高い地域懇談会の開催に向けて準備を進めます。
- (5) 社協のホームページや「社協だより」を携帯端末でも見ていただけるよう、WEB上のポータルサイトを積極的に活用します。
- (6) 新会計基準による経理処理への移行に伴い、経営分析を可能にするとともに、財務状況を明らかにし、外部への適切な情報公開に努めます。
- (7) 「第4次稲城市住民活動計画 ハートフルランドいなぎ」に沿って、単年度目標を設定し事業を進めていますが、計画が4年目を迎えることから未実施事業の洗い出しと実施事業の効果検証を行います。

3. 平成27年度稲城市社会福祉協議会各事業の推進

第4次稲城市住民活動計画で掲げた基本目標の「ともに支え合う地域をつくる」、「一人ひとりの生活を支援する」、「市民と歩む社協をつくる」のそれぞれについて、実現を目指して各種事業を推進します。

1 ともに支え合う地域をつくります

(1) 地域福祉を担う人材を育てます

ア ボランティア活動の推進

(ア) 各種講習会・講演会などの実施

- ・技能ボランティアの育成、ボランティア活動者のスキルアップ、フォローアップのための研修・講座を開催します。
- ・初めてボランティア活動に参加する方や青少年を対象とする体験ボランティア事業を実施し、気軽にボランティア活動に参加する機会を提供します。

(イ) 定年退職後の地域活動の支援

- ・定年退職後の方々が安心してボランティア活動に参加できるよう、活動に関する情報提供と相談、ボランティア保険の加入に関する手続き、活動後のフォローアップを行います。

(ウ) 情報収集、情報提供機能の強化

- ・幅広い年代の方々がボランティア活動に参加できるよう、活動に関する情報の収集と、様々な媒体を活用し情報提供を行います。

(エ) 介護支援ボランティアの推進

- ・高齢者が介護支援ボランティアの活動に参加しやすい環境を作ります。
- ・今年度は、高齢者人口の4%登録を目標に介護支援ボランティアの普及に努めます。

イ 福祉教育の推進

- ・思いやりの心や共に生きる力を育み、福祉活動への関心を高めることを目的として、小中学校で福祉教育を実施します。
- ・個人ボランティア、ボランティアグループ、障害当事者の方々の協力を得ながら、福祉教育に関する体験メニューの充実を図ります。
- ・福祉教育協力校に活動事業費を助成します。

ウ ボランティアセンターの機能強化

- ・ボランティアグループへの情報提供や活動費の交付、グループ間の

- 情報交換と交流機会の提供を通じて、各グループの活動を支援します。
- ・各種講座や事業の企画力、地域への情報発信力の向上、担当者の資質向上に努め、地域福祉活動の拠点としての充実を図ります。

(2) 誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます

ア 福祉コミュニティの推進

(ア) ふれあいセンターの機能強化

- ・小地域福祉活動の拠点となるふれあいセンターの活動を支援し、活動の充実を図ります。
- ・地域包括支援センターや行政機関などとの連携を強化し、支援を必要とする方の発見や地域で見守るネットワークの構築を目指します。
- ・コーディネーター研修を実施します。
- ・子どもから高齢者まで、誰でも立ち寄れる居場所としての活動を展開し、お互いが支え合う地域づくりを目指します。

(イ) 福祉協力員の仕組みづくり

- ・支援を必要とする人の見守りや情報提供などを行う、福祉協力員の仕組みづくりに取り組みます。

(ウ) 福祉協力店の拡充

- ・具体的な活動提案に向け、福祉協力店のあり方に関する協議を継続します。

(エ) 高齢者などの見守り

- ・ボランティア、ふれあいセンター、民生・児童委員、地域包括支援センター、行政などとの連携を図り、孤立しやすい高齢者などの見守りのネットワークの構築に取り組みます。

(オ) 子育て世代の支援

- ・ふれあいセンターを活用した世代間交流活動の充実を図ります。
- ・保育ボランティアの養成と保育ボランティアグループの活動を支援し、子育てグループ等へボランティアを派遣します。

(カ) 心配ごと相談

- ・どこに相談したらよいかわからない悩みや心配なことをお聞きし、必要に応じて専門の相談機関をご紹介します。

イ 募金活動の理解促進

- ・歳末たすけあい運動に対するご理解、ご支援をいただくため、募金活動の仕組みや活用方法に関する広報活動を充実し、募金活動の担い手と募金協力者の拡充に努めます。
- ・共同募金に寄せられた募金について、東京都共同募金会稲城地区配分推せん委員会において、助成の可否や助成額について検討を行います。

ウ 災害に強いまちづくり

(ア) 災害ボランティアセンター

- ・大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティアセンターが設置・運営できるよう、関係諸機関に対して「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」の理解・促進を図ります。

(イ) 災害に備えた社会福祉協議会の取り組み

- ・防災に関する講座や研修、防災訓練への参加をとおして、防災に対する意識の醸成を図ります。
- ・災害ボランティアセンターの設置を想定した訓練を実施するとともに、稲城市の防災訓練に参加します。
- ・市内にある防災倉庫等の整備点検、災害時用井戸の台帳整備、防災用備品の整備を行います。
- ・災害時に活動できるボランティア協力者の登録を募ります。
- ・当協議会作成の災害時職員行動計画に基づき職員参集訓練を実施します。

2 一人ひとりの生活を支援します

(1)安心して暮らすための支援に取り組みます

ア 障害者、高齢者などの生活を支援する事業の充実

(ア) 障害者相談支援事業

- ・生活に密着する関連情報の提供や福祉サービスの活用支援、医療受診や権利擁護を視点とする支援を行います。

(イ) 障害者地域活動支援センター

- ・行政や関係機関との連携を図りながら、自立と社会参加を支援します。
- ・職員を増員し、特に、引きこもりがちな精神障害者、発達障害者を対象とする訪問活動を積極的に行います。
- ・生活能力の維持向上のため、創作的活動や生産的活動の機会を提供します。
- ・日常の生活を営む上で必要な知識や技術、対人関係の円滑な構築、各種関係機関の利用などを支援します。
- ・障害に関する正しい理解を目的とした講演会や講習会の開催、広報紙を発行します。

(ウ) 障害者社会参加促進事業

- ・料理教室、外出支援、ハートフルステージ、スポーツ教室をとおして障害者の社会参加を支援します。

(エ) 高齢者福祉事業

- ・寝たきりの状態にある方々の保健衛生の向上と、介護者の負担軽減

を図るため、紙おむつ支給事業を実施します。

イ 福祉権利擁護センター

- ・生活の支援を必要とする方々が安心して地域で生活が続けられるよう、関係機関との連携を図りながら、福祉サービスを利用するための援助を行います。
- ・福祉サービスの利用に伴う苦情対応、権利擁護に係る相談及び成年後見制度の利用相談などを行います。
- ・福祉サービスに関する情報提供、福祉サービス利用手続きの援助、公共料金や家賃などの支払い援助、日常生活に必要な預貯金の払い戻し援助及び預貯金通帳や年金証書などの保管を行います。
- ・稲城市内の福祉サービス全般及び医療を除く保健サービスに関する苦情対応機関である「稲城市保健福祉サービス苦情解決委員会」を運営します。

ウ はつらっワーク稲城

- ・広報紙や市内広報板の定期的な活用及び出張相談の実施により事業の周知に努めます。
- ・ダイレクトメールの発送や事業所訪問などを行い、求人企業の新規開拓、自所受求人件数の増加を図ります。
- ・高年齢者を対象とした就労支援セミナーを開催します。

(2) 市民が支えるサービスの充実を図ります

ア 市民が参加する福祉サービスの推進

(ア) ほっとサービス(有償家事援助事業)

- ・住民同士の支え合いを基本とするたすけあい活動として、事業の一層の充実を図ります。
- ・活動会員の増強を図るとともに、活動会員向けの講習会の充実を図ります。

(イ) ファミリー・サポート・センター

- ・地域で安心して子育てができる住民同士の支え合い活動として、一層の事業充実を図ります。
- ・活動会員の増員を図るとともに、研修の充実を図ります。

(ウ) ハンディキャブ(福祉有償運送事業)

- ・公共交通機関の利用が困難な障害者、高齢者を対象として、医療機関受診などの外出支援を行います。
- ・運転協力員の増員を図り、安定したサービスを提供します。

(3) 生活を支える福祉サービスを提供します

ア 公的な福祉サービスの推進

(ア) 生活介護・就労継続支援

- ・生活介護事業を運営し、利用者一人ひとりの障害程度に応じた適切なサービスを提供します。
- ・エイトピア工房と喫茶陽だまりで就労継続支援事業を運営し、利用者一人ひとりの障害の程度に応じた支援を行うとともに、新製品の開発や受注作業の開拓に努めます。

(イ) ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービスなど

- ・障害者総合支援法による指定障害福祉サービス事業者として、居宅介護、重度訪問介護による家事援助及び身体介護のサービスを提供します。
- ・知的障害者、精神障害者に移動支援サービスを提供し社会参加を支援します。
- ・概ね 65 歳以上の独居又は高齢者のみ世帯で、介護保険の要介護認定が非該当又は判定が出るまでの方を対象として家事援助サービスを提供し、自立生活を支援します。
- ・日常生活に支障があり、かつ小学校低学年以下のお子さんを養育しているひとり親家庭に家事援助サービスを提供します。
- ・産前産後で家事及び育児に支援が必要とされる家庭にヘルパーを派遣します。

(ウ) 意思疎通支援事業

- ・聴覚障害者に対して、登録手話奉仕員、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションと社会参加を支援します。

(エ) 計画相談支援事業

- ・障害者総合支援法による様々なサービスに関する疑問や不安にこたえるため、障害者やその家族からの相談を受ける計画相談支援事業を実施します。

(オ) 地域支援事業

- ・稲城市が推進する「地域支援事業」の一環として、介護保険法による、介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービスA)を実施します。

イ 助成事業

- ・障害等当事者団体が実施するレクリエーション事業に対して助成します。

ウ 資金貸付事業

(ア) たすけあい資金貸付事業

- ・民生・児童委員の協力を得て、たすけあい資金の貸付事業を実施します。
- ・償還の遅れている方には定期的に催告を行い、適切な事業運営を行い

ます。

(イ) 生活福祉資金貸付事業

- ・ 民生・児童委員の協力を得て、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象に生業を始めるための経費、医療費、教育費などの各種資金の貸付を行います。

(ウ) 総合支援資金貸付事業

- ・ 離職者の住居や生活に関わる資金の貸付を行います。

(エ) 受験生チャレンジ貸付事業

- ・ 一定の所得に満たない世帯のお子さんを支援するため、学習塾や各種受験対策講座などの受講料、高校、大学の受験料の貸付を行います。

3 市民と歩む社協をつくります

(1) 市民の力で地域福祉を支えます

ア 会員加入の促進

- ・ 社協事業を資金面から支えていただく会員を拡大するため、積極的な広報活動を行います。
- ・ 新しいマンションや自治会、これまで充分な働きかけができていなかった地域の現状を調査し、出張による会員募集を行います。
- ・ 市民まつりや文化センターまつりなどの機会を捉え、会員募集を目的とした出店を行います。
- ・ 市内事業所や当協議会の支援者などへ会員加入の積極的な働きかけを行い、特に特別会員、賛助会員の増強を図ります。
- ・ 会員会費や歳末たすけあい運動について、使い途を明らかにした広報活動を行います。
- ・ 社会福祉法人に対する寄付金（会員会費）の「税額控除」の対象法人となるための手続きを行います。

イ 地域懇談会の実施

- ・ 自治会や管理組合などを単位として地域懇談会を開催する準備を行います。

(2) 福祉情報を発信します

ア 情報提供機能の充実

(ア) PR活動の強化

- ・ 「いなぎ社協だより」を隔月発行し、当協議会への理解の促進を図ります。
- ・ ボランティア情報紙「ふれあい通信」を毎月発行し、ボランティア活動の提案や各種講習会の情報など、福祉に関連する情報を提供しま

す。

- ・稲城市広報への記事掲載を継続して行うとともに、多摩テレビやミニコミ誌なども活用し、積極的な広報活動を行います。

(イ) ホームページの活用

- ・わかりやすい内容で、タイムリーな情報提供を行います。

イ 市民からの意見聴取

(ア) 評議員会の機能強化

- ・市内の様々な団体や地域、ボランティア個人などから選出されている評議員会の特徴をいかし、意見聴取機関としての機能充実を図ります。

(イ) 委員会活動

- ・当協議会で実施する各事業の課題などについて各委員会の協議をもとに精査し、事業運営にいかします。
- ・在宅福祉事業運営委員会
有償家事援助事業、ファミリー・サポート・センター事業、ハンディキャブ運行事業について、適切な運営を行うための協議を行います。
- ・ボランティア活動推進協議会
人と人がつながる地域づくりを目指して、ボランティア活動全般の推進について協議を行います。
- ・福祉センター運営委員会
福祉センターの管理運営を行うにあたり、適正な事業実施について協議を行います。
- ・貸付資金調査委員会
たすけあい資金の償還にかかる審議、調査を行います。
- ・東京都共同募金会稲城地区配分推せん委員会
共同募金（歳末たすけあい運動・赤い羽根共同募金）の地域への配分を調整し、東京都共同募金会に意見具申を行います。

(ウ) 苦情解決

- ・当協議会の苦情解決制度を活用し、本会の運営や在宅福祉サービス事業の質の向上を図ります。

(エ) 福祉センター利用者懇談会

- ・福祉センターを利用する方々との懇談会を開催し、利用者の声を反映した適切な運営を図ります。

(3) 組織基盤の充実

ア 事務局機能の強化

(ア) 財源の確保

- ・各種民間助成金の活用はもとより、収益事業(自動販売機設置など)の拡大を図るなど、財源確保について積極的に取り組みます。
- ・「いなぎ社協だより」に掲載する広告や、ホームページのバナーを活用して有料広告収入の拡大に取り組みます。

(イ) 人事・研修体系の見直し

- ・人事考課制度の導入に向けた取り組みを行います。
- ・内部研修体系により計画的に職員の研修を行います。また、幅広い知識を持つ福祉専門職として職員個々の資質向上を目指し、外部研修に参加します。

(ウ) 組織体制

- ・係ごとの適正人員を常に検証し、社協全体の組織機能を高めます。

(エ) 事業効果の検証

- ・主要事務事業については進行管理を行い、事務事業の適切な実施、効率化と経費節約に努めます。
- ・住民活動計画に掲げた主な事業について、その実施状況及び効果検証を行います。

イ 支援者の拡充

- ・理事、評議員、民生・児童委員経験者の方々に、退任後も社協活動へのご支援をお願いし、社協の発展につなげます。